

議案第6号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和49年北上地区消防組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額。</p> <p>3～5 [略]</p>

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	[略]	[略]
1	<u>147,400</u>	<u>197,200</u>	<u>233,500</u>	<u>266,500</u>	<u>292,300</u>		
2	<u>148,500</u>	<u>199,000</u>	<u>235,200</u>	<u>268,400</u>	<u>294,500</u>		
3	<u>149,700</u>	<u>200,800</u>	<u>236,700</u>	<u>270,200</u>	<u>296,600</u>		
4	<u>150,800</u>	<u>202,700</u>	<u>238,300</u>	<u>272,300</u>	<u>298,600</u>		
5	<u>151,900</u>	<u>204,200</u>	<u>239,700</u>	<u>274,000</u>	<u>300,600</u>		
6	<u>153,000</u>	<u>206,000</u>	<u>241,400</u>	<u>275,800</u>	<u>302,700</u>		
7	<u>154,100</u>	<u>207,800</u>	<u>242,900</u>	<u>277,600</u>	<u>304,900</u>		
8	<u>155,200</u>	<u>209,600</u>	<u>244,500</u>	<u>279,700</u>	<u>306,900</u>		
9	<u>156,200</u>	<u>211,200</u>	<u>245,700</u>	<u>281,700</u>	<u>308,800</u>		
10	<u>157,700</u>	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>283,700</u>	<u>311,200</u>		
11	<u>159,000</u>	<u>214,900</u>	<u>248,800</u>	<u>285,600</u>	<u>313,400</u>		
12	<u>160,300</u>	<u>216,700</u>	<u>250,100</u>	<u>287,500</u>	<u>315,700</u>		
13	<u>161,500</u>	<u>218,100</u>	<u>251,600</u>	<u>289,600</u>	<u>317,800</u>		
14	<u>163,000</u>	<u>219,900</u>	<u>253,000</u>	<u>291,500</u>	<u>319,900</u>		
15	<u>164,500</u>	<u>221,600</u>	<u>254,300</u>	<u>293,400</u>	<u>322,200</u>		
16	<u>166,100</u>	<u>223,400</u>	<u>255,700</u>	<u>295,200</u>	<u>324,300</u>		
17	<u>167,300</u>	<u>225,200</u>	<u>257,300</u>	<u>297,000</u>	<u>326,200</u>		
18	<u>168,900</u>	<u>226,900</u>	<u>258,800</u>	<u>299,000</u>	<u>328,200</u>		

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	[略]	[略]
1	<u>151,400</u>	<u>200,200</u>	<u>236,400</u>	<u>268,300</u>	<u>293,300</u>		
2	<u>152,500</u>	<u>202,000</u>	<u>238,100</u>	<u>270,100</u>	<u>295,500</u>		
3	<u>153,700</u>	<u>203,800</u>	<u>239,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,600</u>		
4	<u>154,800</u>	<u>205,700</u>	<u>241,100</u>	<u>273,400</u>	<u>299,600</u>		
5	<u>155,900</u>	<u>207,200</u>	<u>242,400</u>	<u>275,100</u>	<u>301,500</u>		
6	<u>157,000</u>	<u>209,000</u>	<u>244,000</u>	<u>276,900</u>	<u>303,500</u>		
7	<u>158,100</u>	<u>210,800</u>	<u>245,500</u>	<u>278,700</u>	<u>305,300</u>		
8	<u>159,200</u>	<u>212,600</u>	<u>247,000</u>	<u>280,800</u>	<u>306,900</u>		
9	<u>160,200</u>	<u>214,200</u>	<u>248,200</u>	<u>282,700</u>	<u>308,800</u>		
10	<u>161,700</u>	<u>216,100</u>	<u>249,700</u>	<u>284,700</u>	<u>311,200</u>		
11	<u>163,000</u>	<u>217,900</u>	<u>251,200</u>	<u>286,600</u>	<u>313,400</u>		
12	<u>164,300</u>	<u>219,700</u>	<u>252,500</u>	<u>288,500</u>	<u>315,700</u>		
13	<u>165,500</u>	<u>221,100</u>	<u>254,000</u>	<u>290,500</u>	<u>317,800</u>		
14	<u>167,000</u>	<u>222,900</u>	<u>255,200</u>	<u>292,300</u>	<u>319,900</u>		
15	<u>168,500</u>	<u>224,600</u>	<u>256,500</u>	<u>293,800</u>	<u>322,200</u>		
16	<u>170,100</u>	<u>226,400</u>	<u>257,700</u>	<u>295,200</u>	<u>324,300</u>		
17	<u>171,200</u>	<u>228,100</u>	<u>259,100</u>	<u>297,000</u>	<u>326,200</u>		
18	<u>172,700</u>	<u>229,800</u>	<u>260,500</u>	<u>299,000</u>	<u>328,200</u>		

19	<u>170,400</u>	<u>228,500</u>	<u>260,500</u>	301,200	330,200
20	<u>171,900</u>	<u>230,100</u>	<u>262,300</u>	303,200	332,200
21	<u>173,200</u>	<u>231,500</u>	<u>263,900</u>	305,100	334,000
22	<u>175,900</u>	<u>233,200</u>	<u>265,600</u>	307,200	336,100
23	<u>178,500</u>	<u>234,900</u>	<u>267,300</u>	309,200	338,100
24	<u>181,200</u>	<u>236,500</u>	<u>268,900</u>	311,400	340,200
25	<u>183,800</u>	<u>237,500</u>	<u>270,800</u>	313,100	341,600
26	<u>185,500</u>	<u>239,000</u>	<u>272,600</u>	315,200	343,600
27	<u>187,100</u>	<u>240,400</u>	<u>274,300</u>	317,200	345,500
28	<u>188,800</u>	<u>241,600</u>	<u>276,000</u>	319,200	347,400
29	<u>190,300</u>	<u>242,800</u>	<u>277,800</u>	320,900	349,000
30	<u>192,100</u>	<u>244,000</u>	<u>279,500</u>	323,000	350,900
31	<u>193,900</u>	<u>245,000</u>	<u>281,300</u>	325,100	352,800
32	<u>195,600</u>	<u>246,300</u>	<u>282,800</u>	327,200	354,700
33	<u>197,200</u>	<u>247,600</u>	<u>284,300</u>	328,400	356,600
34	<u>198,600</u>	<u>248,600</u>	<u>286,200</u>	330,400	358,400
35	<u>200,100</u>	<u>249,800</u>	<u>288,100</u>	332,400	360,200
36	<u>201,700</u>	<u>251,100</u>	290,000	334,500	361,900
37	<u>203,000</u>	<u>252,000</u>	291,600	336,400	363,300
38	<u>204,300</u>	<u>253,300</u>	293,300	338,300	364,600
39	<u>205,500</u>	<u>254,500</u>	295,100	340,300	366,100
40	<u>206,800</u>	<u>255,900</u>	296,900	342,200	367,500
41	<u>208,100</u>	<u>257,300</u>	298,400	344,200	368,800
42	<u>209,400</u>	<u>258,700</u>	300,200	346,100	369,700
43	<u>210,700</u>	<u>259,900</u>	301,700	347,900	370,800

19	<u>174,100</u>	<u>231,400</u>	<u>261,900</u>	301,200	330,200
20	<u>175,500</u>	<u>232,900</u>	<u>263,400</u>	303,200	332,200
21	<u>176,800</u>	<u>234,200</u>	<u>265,000</u>	305,100	334,000
22	<u>179,300</u>	<u>235,800</u>	<u>266,700</u>	307,200	336,100
23	<u>181,800</u>	<u>237,500</u>	<u>268,400</u>	309,200	338,100
24	<u>184,400</u>	<u>239,000</u>	<u>270,000</u>	311,400	340,200
25	<u>186,800</u>	<u>240,000</u>	<u>271,800</u>	313,100	341,600
26	<u>188,500</u>	<u>241,500</u>	<u>273,600</u>	315,200	343,600
27	<u>190,100</u>	<u>242,800</u>	<u>275,300</u>	317,200	345,500
28	<u>191,800</u>	<u>244,000</u>	<u>277,000</u>	319,200	347,400
29	<u>193,300</u>	<u>245,200</u>	<u>278,700</u>	320,900	349,000
30	<u>195,100</u>	<u>246,200</u>	<u>280,400</u>	323,000	350,900
31	<u>196,900</u>	<u>247,200</u>	<u>282,200</u>	325,100	352,800
32	<u>198,600</u>	<u>248,300</u>	<u>283,700</u>	327,200	354,700
33	<u>200,200</u>	<u>249,400</u>	<u>284,900</u>	328,400	356,600
34	<u>201,600</u>	<u>250,300</u>	<u>286,600</u>	330,400	358,400
35	<u>203,100</u>	<u>251,200</u>	<u>288,300</u>	332,400	360,200
36	<u>204,700</u>	<u>252,200</u>	290,000	334,500	361,900
37	<u>206,000</u>	<u>253,100</u>	291,600	336,400	363,300
38	<u>207,300</u>	<u>254,400</u>	293,300	338,300	364,600
39	<u>208,500</u>	<u>255,600</u>	295,100	340,300	366,100
40	<u>209,800</u>	<u>257,000</u>	296,900	342,200	367,500
41	<u>211,100</u>	<u>258,300</u>	298,400	344,200	368,800
42	<u>212,400</u>	<u>259,700</u>	300,200	346,100	369,700
43	<u>213,700</u>	<u>260,900</u>	301,700	347,900	370,800

44	<u>212,000</u>	<u>261,100</u>	303,300	349,800	371,900
45	<u>213,200</u>	<u>262,300</u>	304,900	351,300	372,700
46	<u>214,500</u>	<u>263,500</u>	306,600	352,700	373,600
47	<u>215,800</u>	<u>264,800</u>	308,200	354,200	374,500
48	<u>217,100</u>	<u>266,000</u>	310,000	355,800	375,400
49	<u>218,200</u>	<u>267,100</u>	310,900	357,400	376,300
50	<u>219,300</u>	<u>268,200</u>	312,400	358,200	377,200
51	<u>220,300</u>	<u>269,500</u>	313,900	359,400	378,000
52	<u>221,400</u>	<u>270,800</u>	315,500	360,400	378,800
53	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,100	361,300	379,500
54	<u>223,500</u>	<u>272,900</u>	318,700	362,400	380,200
55	<u>224,500</u>	<u>274,200</u>	320,300	363,300	380,900
56	<u>225,500</u>	275,500	321,900	364,400	381,600
57	<u>225,800</u>	276,400	323,400	365,300	382,100
58	<u>226,600</u>	277,500	324,600	366,100	382,700
59	<u>227,400</u>	278,400	325,800	366,800	383,300
60	<u>228,100</u>	279,500	327,000	367,500	384,000
61	<u>228,800</u>	280,600	327,700	367,900	384,400
62	<u>229,800</u>	281,600	328,600	368,500	385,100
63	<u>230,600</u>	282,500	329,400	369,200	385,700
64	<u>231,400</u>	283,500	330,200	369,900	386,300
65	<u>232,100</u>	284,000	331,100	370,200	386,700
66	<u>232,800</u>	284,900	331,500	370,900	387,300
67	<u>233,800</u>	285,600	332,300	371,600	387,900
68	<u>234,800</u>	286,500	333,100	372,300	388,600

44	<u>215,000</u>	<u>262,100</u>	303,300	349,800	371,900
45	<u>216,200</u>	<u>263,200</u>	304,900	351,300	372,700
46	<u>217,500</u>	<u>264,400</u>	306,600	352,700	373,600
47	<u>218,800</u>	<u>265,700</u>	308,200	354,200	374,500
48	<u>220,100</u>	<u>266,900</u>	310,000	355,800	375,400
49	<u>221,100</u>	<u>268,000</u>	310,900	357,400	376,300
50	<u>222,200</u>	<u>269,000</u>	312,400	358,200	377,200
51	<u>223,200</u>	<u>270,200</u>	313,900	359,400	378,000
52	<u>224,200</u>	<u>271,300</u>	315,500	360,400	378,800
53	<u>225,200</u>	<u>272,300</u>	317,100	361,300	379,500
54	<u>226,100</u>	<u>273,300</u>	318,700	362,400	380,200
55	<u>227,100</u>	<u>274,400</u>	320,300	363,300	380,900
56	<u>228,000</u>	275,500	321,900	364,400	381,600
57	<u>228,300</u>	276,400	323,400	365,300	382,100
58	<u>229,100</u>	277,500	324,600	366,100	382,700
59	<u>229,800</u>	278,400	325,800	366,800	383,300
60	<u>230,500</u>	279,500	327,000	367,500	384,000
61	<u>231,200</u>	280,600	327,700	367,900	384,400
62	<u>232,000</u>	281,600	328,600	368,500	385,100
63	<u>232,700</u>	282,500	329,400	369,200	385,700
64	<u>233,300</u>	283,500	330,200	369,900	386,300
65	<u>233,900</u>	284,000	331,100	370,200	386,700
66	<u>234,500</u>	284,900	331,500	370,900	387,300
67	<u>235,200</u>	285,600	332,300	371,600	387,900
68	<u>235,900</u>	286,500	333,100	372,300	388,600

69	<u>235,500</u>	287,600	333,900	372,600	389,000
70	<u>236,100</u>	288,400	334,600	373,200	389,500
71	<u>236,600</u>	289,200	335,300	373,900	390,000
72	<u>237,300</u>	290,000	336,000	374,500	390,600
73	<u>238,100</u>	290,800	336,500	374,800	390,900
74	<u>238,700</u>	291,300	337,100	375,400	391,300
75	<u>239,300</u>	291,700	337,600	376,100	391,700
76	<u>239,800</u>	292,200	338,200	376,700	392,100
77	<u>240,500</u>	292,400	338,500	377,200	392,400
78	<u>241,200</u>	292,700	339,000	377,700	392,700
79	<u>241,900</u>	292,900	339,400	378,300	393,000
80	<u>242,400</u>	293,300	339,900	378,800	393,300
81	<u>242,900</u>	293,500	340,300	379,300	393,500
82	<u>243,700</u>	293,700	340,800	379,900	393,800
83	<u>244,400</u>	294,100	341,300	380,400	394,100
84	<u>245,100</u>	294,400	341,800	380,700	394,300
85	<u>245,700</u>	294,700	342,100	381,100	394,500
86	<u>246,400</u>	295,000	342,500	381,600	394,800
87	<u>247,100</u>	295,300	343,000	382,000	395,100
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500

69	<u>236,600</u>	287,600	333,900	372,600	389,000
70	<u>237,200</u>	288,400	334,600	373,200	389,500
71	<u>237,700</u>	289,200	335,300	373,900	390,000
72	<u>238,400</u>	290,000	336,000	374,500	390,600
73	<u>239,100</u>	290,800	336,500	374,800	390,900
74	<u>239,700</u>	291,300	337,100	375,400	391,300
75	<u>240,300</u>	291,700	337,600	376,100	391,700
76	<u>240,800</u>	292,200	338,200	376,700	392,100
77	<u>241,400</u>	292,400	338,500	377,200	392,400
78	<u>242,100</u>	292,700	339,000	377,700	392,700
79	<u>242,800</u>	292,900	339,400	378,300	393,000
80	<u>243,300</u>	293,300	339,900	378,800	393,300
81	<u>243,800</u>	293,500	340,300	379,300	393,500
82	<u>244,500</u>	293,700	340,800	379,900	393,800
83	<u>245,100</u>	294,100	341,300	380,400	394,100
84	<u>245,600</u>	294,400	341,800	380,700	394,300
85	<u>246,100</u>	294,700	342,100	381,100	394,500
86	<u>246,700</u>	295,000	342,500	381,600	394,800
87	<u>247,300</u>	295,300	343,000	382,000	395,100
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500

94	297,500	345,700	384,900	396,800
95	297,800	346,200	385,300	397,100
96	298,200	346,600	385,700	397,300
97	298,500	346,800	386,000	397,500
98	298,800	347,200	386,500	
99	299,200	347,600	386,900	
100	299,600	347,900	387,300	
101	299,800	348,200	387,600	
102	300,100	348,600		
103	300,500	349,000		
104	300,800	349,400		
105	301,000	349,900		
106	301,300	350,300		
107	301,700	350,700		
108	302,000	351,100		
109	302,200	351,600		
110	302,600	352,000		
111	303,000	352,300		
112	303,300	352,600		
113	303,500	353,100		
114	303,700			
115	304,000			
116	304,400			
117	304,600			
118	304,800			

94	297,500	345,700	384,900	396,800
95	297,800	346,200	385,300	397,100
96	298,200	346,600	385,700	397,300
97	298,500	346,800	386,000	397,500
98	298,800	347,200	386,500	
99	299,200	347,600	386,900	
100	299,600	347,900	387,300	
101	299,800	348,200	387,600	
102	300,100	348,600		
103	300,500	349,000		
104	300,800	349,400		
105	301,000	349,900		
106	301,300	350,300		
107	301,700	350,700		
108	302,000	351,100		
109	302,200	351,600		
110	302,600	352,000		
111	303,000	352,300		
112	303,300	352,600		
113	303,500	353,100		
114	303,700			
115	304,000			
116	304,400			
117	304,600			
118	304,800			

119	305,100				
120	305,400				
121	305,800				
122	306,000				
123	306,300				
124	306,600				
125	306,900				

[略]

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	<u>164,600</u>	<u>187,200</u>	<u>213,400</u>	<u>253,500</u>	<u>296,900</u>	<u>323,000</u>
	2	<u>166,300</u>	<u>188,900</u>	<u>215,500</u>	<u>255,300</u>	<u>298,700</u>	<u>325,300</u>
	3	<u>168,000</u>	<u>190,700</u>	<u>217,500</u>	<u>257,100</u>	<u>300,800</u>	<u>327,400</u>
	4	<u>169,700</u>	<u>192,600</u>	<u>219,500</u>	<u>259,000</u>	<u>303,200</u>	<u>329,400</u>
	5	<u>171,400</u>	<u>194,400</u>	<u>221,500</u>	<u>260,700</u>	<u>304,900</u>	<u>331,600</u>
	6	<u>173,100</u>	<u>196,700</u>	<u>223,300</u>	<u>262,500</u>	<u>307,000</u>	<u>333,500</u>
	7	<u>174,900</u>	<u>199,000</u>	<u>225,400</u>	<u>264,100</u>	<u>309,000</u>	<u>335,800</u>
	8	<u>176,600</u>	<u>201,300</u>	<u>227,300</u>	<u>265,800</u>	<u>311,100</u>	<u>337,800</u>
	9	<u>178,000</u>	<u>203,400</u>	<u>229,400</u>	<u>267,100</u>	<u>313,100</u>	<u>339,500</u>
	10	<u>179,900</u>	<u>206,000</u>	<u>231,200</u>	<u>268,700</u>	<u>315,300</u>	<u>341,800</u>

119	305,100				
120	305,400				
121	305,800				
122	306,000				
123	306,300				
124	306,600				
125	306,900				

[略]

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	<u>169,200</u>	<u>191,800</u>	<u>216,900</u>	<u>257,100</u>	<u>298,900</u>	<u>324,100</u>
	2	<u>170,900</u>	<u>193,500</u>	<u>219,000</u>	<u>258,900</u>	<u>300,700</u>	<u>326,400</u>
	3	<u>172,600</u>	<u>195,300</u>	<u>221,000</u>	<u>260,700</u>	<u>302,500</u>	<u>328,500</u>
	4	<u>174,300</u>	<u>197,200</u>	<u>223,000</u>	<u>262,600</u>	<u>304,600</u>	<u>330,500</u>
	5	<u>176,000</u>	<u>199,000</u>	<u>225,000</u>	<u>264,300</u>	<u>306,300</u>	<u>332,600</u>
	6	<u>177,700</u>	<u>201,100</u>	<u>226,800</u>	<u>266,100</u>	<u>308,200</u>	<u>334,400</u>
	7	<u>179,500</u>	<u>203,300</u>	<u>228,900</u>	<u>267,700</u>	<u>310,200</u>	<u>336,200</u>
	8	<u>181,200</u>	<u>205,500</u>	<u>230,800</u>	<u>269,400</u>	<u>312,300</u>	<u>337,800</u>
	9	<u>182,600</u>	<u>207,600</u>	<u>232,900</u>	<u>270,500</u>	<u>314,200</u>	<u>339,500</u>
	10	<u>184,500</u>	<u>209,900</u>	<u>234,700</u>	<u>272,000</u>	<u>316,400</u>	<u>341,800</u>

11	<u>181,800</u>	<u>208,500</u>	<u>233,000</u>	<u>270,100</u>	<u>317,400</u>	344,100
12	<u>183,700</u>	<u>211,000</u>	<u>234,800</u>	<u>271,400</u>	<u>319,400</u>	346,400
13	<u>185,300</u>	<u>213,200</u>	<u>236,700</u>	<u>272,800</u>	<u>321,500</u>	348,400
14	<u>187,000</u>	<u>215,100</u>	<u>238,600</u>	<u>274,200</u>	<u>323,600</u>	350,500
15	<u>188,700</u>	<u>216,900</u>	<u>240,500</u>	<u>275,300</u>	<u>325,700</u>	352,700
16	<u>190,400</u>	<u>218,700</u>	<u>242,400</u>	<u>276,600</u>	327,700	354,800
17	<u>192,300</u>	<u>220,600</u>	<u>243,900</u>	<u>277,300</u>	329,400	356,900
18	<u>194,400</u>	<u>222,300</u>	<u>245,700</u>	<u>278,700</u>	331,700	358,900
19	<u>196,500</u>	<u>224,200</u>	<u>247,600</u>	<u>280,200</u>	333,900	360,900
20	<u>198,600</u>	<u>226,100</u>	<u>249,400</u>	<u>281,500</u>	336,200	363,000
21	<u>200,700</u>	<u>227,800</u>	<u>251,000</u>	<u>282,800</u>	338,100	364,700
22	<u>203,200</u>	<u>229,600</u>	<u>252,400</u>	<u>284,000</u>	340,100	366,800
23	<u>205,600</u>	<u>231,400</u>	<u>253,600</u>	<u>285,300</u>	342,200	368,600
24	<u>208,000</u>	<u>233,200</u>	<u>254,900</u>	<u>286,800</u>	344,300	370,700
25	<u>210,400</u>	<u>234,800</u>	<u>256,200</u>	<u>288,000</u>	346,200	372,400
26	<u>212,200</u>	<u>236,600</u>	<u>257,400</u>	<u>289,700</u>	348,300	374,400
27	<u>214,000</u>	<u>238,300</u>	<u>258,800</u>	<u>291,800</u>	350,200	376,400
28	<u>215,800</u>	<u>240,000</u>	<u>260,000</u>	<u>293,800</u>	352,200	378,500
29	<u>217,700</u>	<u>241,200</u>	<u>261,100</u>	<u>295,700</u>	354,000	380,300
30	<u>219,400</u>	<u>243,000</u>	<u>262,200</u>	<u>297,600</u>	356,200	382,400
31	<u>221,200</u>	<u>244,800</u>	<u>263,400</u>	<u>299,300</u>	358,000	384,500
32	<u>222,900</u>	<u>246,600</u>	<u>264,500</u>	<u>301,200</u>	360,100	386,500
33	<u>224,900</u>	<u>248,100</u>	<u>265,000</u>	<u>302,900</u>	361,500	388,500
34	<u>226,700</u>	<u>249,600</u>	<u>266,200</u>	<u>304,600</u>	363,500	390,600
35	<u>228,500</u>	<u>250,900</u>	<u>267,300</u>	<u>306,400</u>	365,400	392,700

11	<u>186,400</u>	<u>212,400</u>	<u>236,500</u>	<u>273,400</u>	<u>318,500</u>	344,100
12	<u>188,300</u>	<u>214,700</u>	<u>238,300</u>	<u>274,600</u>	<u>320,500</u>	346,400
13	<u>189,900</u>	<u>216,700</u>	<u>240,200</u>	<u>275,900</u>	<u>322,500</u>	348,400
14	<u>191,600</u>	<u>218,600</u>	<u>242,100</u>	<u>277,200</u>	<u>324,500</u>	350,500
15	<u>193,300</u>	<u>220,400</u>	<u>244,000</u>	<u>278,200</u>	<u>326,100</u>	352,700
16	<u>195,000</u>	<u>222,200</u>	<u>245,900</u>	<u>279,400</u>	327,700	354,800
17	<u>196,800</u>	<u>224,100</u>	<u>247,400</u>	<u>280,100</u>	329,400	356,900
18	<u>198,800</u>	<u>225,800</u>	<u>249,200</u>	<u>281,500</u>	331,700	358,900
19	<u>200,800</u>	<u>227,700</u>	<u>251,100</u>	<u>282,900</u>	333,900	360,900
20	<u>202,800</u>	<u>229,600</u>	<u>252,900</u>	<u>284,200</u>	336,200	363,000
21	<u>204,900</u>	<u>231,300</u>	<u>254,500</u>	<u>285,500</u>	338,100	364,700
22	<u>207,100</u>	<u>233,100</u>	<u>255,800</u>	<u>286,500</u>	340,100	366,800
23	<u>209,400</u>	<u>234,900</u>	<u>257,000</u>	<u>287,800</u>	342,200	368,600
24	<u>211,700</u>	<u>236,700</u>	<u>258,300</u>	<u>289,000</u>	344,300	370,700
25	<u>213,800</u>	<u>238,300</u>	<u>259,500</u>	<u>290,000</u>	346,200	372,400
26	<u>215,600</u>	<u>240,100</u>	<u>260,700</u>	<u>291,600</u>	348,300	374,400
27	<u>217,400</u>	<u>241,800</u>	<u>262,100</u>	<u>293,400</u>	350,200	376,400
28	<u>219,200</u>	<u>243,400</u>	<u>263,200</u>	<u>295,000</u>	352,200	378,500
29	<u>221,100</u>	<u>244,600</u>	<u>264,100</u>	<u>296,900</u>	354,000	380,300
30	<u>222,800</u>	<u>246,400</u>	<u>265,100</u>	<u>298,800</u>	356,200	382,400
31	<u>224,600</u>	<u>248,200</u>	<u>266,300</u>	<u>300,500</u>	358,000	384,500
32	<u>226,300</u>	<u>250,000</u>	<u>267,300</u>	<u>302,400</u>	360,100	386,500
33	<u>228,300</u>	<u>251,500</u>	<u>267,800</u>	<u>304,000</u>	361,500	388,500
34	<u>230,100</u>	<u>253,000</u>	<u>269,000</u>	<u>305,700</u>	363,500	390,600
35	<u>231,900</u>	<u>254,300</u>	<u>270,000</u>	<u>307,500</u>	365,400	392,700

36	<u>230,300</u>	<u>252,300</u>	<u>268,300</u>	<u>308,100</u>	367,600	394,600
37	<u>231,900</u>	<u>253,600</u>	<u>269,200</u>	<u>309,900</u>	369,500	396,300
38	<u>233,600</u>	<u>254,900</u>	<u>270,400</u>	<u>311,600</u>	371,600	397,800
39	<u>235,300</u>	<u>256,100</u>	<u>271,400</u>	<u>313,400</u>	373,600	399,100
40	<u>237,100</u>	<u>257,300</u>	<u>272,400</u>	<u>314,900</u>	375,600	400,600
41	<u>238,300</u>	<u>258,500</u>	<u>273,600</u>	<u>316,600</u>	377,700	401,800
42	<u>240,100</u>	<u>259,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	379,800	402,900
43	<u>241,900</u>	<u>260,700</u>	<u>276,100</u>	<u>320,300</u>	381,900	403,900
44	<u>243,700</u>	<u>261,800</u>	<u>277,300</u>	322,300	383,900	404,900
45	<u>245,100</u>	<u>262,400</u>	<u>278,400</u>	324,000	385,600	406,100
46	<u>246,500</u>	<u>263,500</u>	<u>279,900</u>	325,900	387,300	407,300
47	<u>247,900</u>	<u>264,600</u>	<u>281,200</u>	327,800	389,000	408,400
48	<u>249,100</u>	<u>265,700</u>	<u>282,600</u>	329,600	390,700	409,600
49	<u>250,400</u>	<u>266,500</u>	<u>284,400</u>	331,000	392,100	411,000
50	<u>251,500</u>	<u>267,700</u>	<u>286,100</u>	332,600	393,100	411,800
51	<u>252,500</u>	<u>268,800</u>	<u>287,600</u>	334,100	394,100	412,600
52	<u>253,400</u>	<u>269,900</u>	<u>289,000</u>	335,800	395,100	413,300
53	<u>254,200</u>	<u>271,100</u>	<u>290,600</u>	337,300	396,400	413,800
54	<u>255,300</u>	<u>271,900</u>	<u>292,200</u>	339,000	397,500	414,500
55	<u>256,400</u>	<u>273,300</u>	<u>293,800</u>	340,600	398,600	415,200
56	<u>257,500</u>	<u>274,500</u>	<u>295,300</u>	342,400	399,900	415,800
57	<u>258,100</u>	<u>275,500</u>	<u>296,700</u>	343,400	401,200	416,500
58	<u>259,300</u>	<u>277,000</u>	<u>298,400</u>	345,100	402,000	416,900
59	<u>260,200</u>	<u>278,200</u>	<u>300,300</u>	346,700	402,800	417,500
60	<u>261,300</u>	<u>279,700</u>	<u>302,100</u>	348,300	403,500	418,100

36	<u>233,700</u>	<u>255,700</u>	<u>271,000</u>	<u>309,200</u>	367,600	394,600
37	<u>235,300</u>	<u>256,900</u>	<u>271,900</u>	<u>310,900</u>	369,500	396,300
38	<u>237,000</u>	<u>258,200</u>	<u>272,800</u>	<u>312,600</u>	371,600	397,800
39	<u>238,700</u>	<u>259,400</u>	<u>273,800</u>	<u>314,400</u>	373,600	399,100
40	<u>240,500</u>	<u>260,400</u>	<u>274,600</u>	<u>315,900</u>	375,600	400,600
41	<u>241,700</u>	<u>261,500</u>	<u>275,600</u>	<u>317,300</u>	377,700	401,800
42	<u>243,500</u>	<u>262,600</u>	<u>276,700</u>	<u>318,800</u>	379,800	402,900
43	<u>245,300</u>	<u>263,600</u>	<u>277,700</u>	<u>320,500</u>	381,900	403,900
44	<u>247,100</u>	<u>264,600</u>	<u>278,500</u>	322,300	383,900	404,900
45	<u>248,500</u>	<u>265,200</u>	<u>279,600</u>	324,000	385,600	406,100
46	<u>249,900</u>	<u>266,300</u>	<u>281,100</u>	325,900	387,300	407,300
47	<u>251,300</u>	<u>267,200</u>	<u>282,400</u>	327,800	389,000	408,400
48	<u>252,500</u>	<u>268,300</u>	<u>283,800</u>	329,600	390,700	409,600
49	<u>253,600</u>	<u>269,100</u>	<u>285,500</u>	331,000	392,100	411,000
50	<u>254,700</u>	<u>270,100</u>	<u>287,200</u>	332,600	393,100	411,800
51	<u>255,700</u>	<u>271,200</u>	<u>288,700</u>	334,100	394,100	412,600
52	<u>256,500</u>	<u>272,100</u>	<u>290,100</u>	335,800	395,100	413,300
53	<u>257,200</u>	<u>273,100</u>	<u>291,600</u>	337,300	396,400	413,800
54	<u>258,100</u>	<u>273,800</u>	<u>293,200</u>	339,000	397,500	414,500
55	<u>259,200</u>	<u>274,800</u>	<u>294,800</u>	340,600	398,600	415,200
56	<u>260,200</u>	<u>275,700</u>	<u>296,300</u>	342,400	399,900	415,800
57	<u>260,800</u>	<u>276,700</u>	<u>297,700</u>	343,400	401,200	416,500
58	<u>262,000</u>	<u>278,200</u>	<u>299,300</u>	345,100	402,000	416,900
59	<u>262,800</u>	<u>279,400</u>	<u>301,100</u>	346,700	402,800	417,500
60	<u>263,900</u>	<u>280,900</u>	<u>302,700</u>	348,300	403,500	418,100

61	<u>262,200</u>	<u>281,300</u>	<u>303,500</u>	349,900	404,000	418,500
62	<u>263,200</u>	<u>282,900</u>	<u>305,300</u>	351,600	404,700	419,100
63	<u>264,000</u>	<u>284,200</u>	<u>307,100</u>	353,300	405,400	419,600
64	<u>265,000</u>	<u>285,700</u>	308,800	355,100	406,100	420,100
65	<u>266,100</u>	<u>287,100</u>	310,100	356,700	406,400	420,600
66	<u>266,800</u>	<u>288,300</u>	311,900	358,300	407,100	421,200
67	<u>268,000</u>	<u>289,800</u>	313,300	359,900	407,800	421,700
68	<u>268,900</u>	<u>291,000</u>	315,000	361,500	408,400	422,200
69	<u>270,000</u>	<u>292,500</u>	316,400	362,700	408,800	422,600
70	<u>271,200</u>	<u>294,000</u>	317,800	364,100	409,300	422,900
71	<u>272,200</u>	<u>295,600</u>	319,100	365,400	409,900	423,200
72	<u>273,100</u>	<u>297,200</u>	320,600	366,900	410,500	423,500
73	<u>274,300</u>	<u>298,400</u>	321,400	368,100	411,000	423,800
74	<u>275,700</u>	<u>299,900</u>	323,000	369,300	411,400	424,100
75	<u>276,900</u>	<u>301,400</u>	324,500	370,600	411,900	424,400
76	<u>278,300</u>	302,900	326,200	371,900	412,400	424,700
77	<u>279,500</u>	303,800	328,000	373,200	412,900	424,900
78	<u>280,700</u>	305,300	329,700	374,400	413,400	425,200
79	<u>282,000</u>	306,500	331,300	375,600	414,000	425,500
80	<u>283,000</u>	308,000	333,000	376,900	414,500	425,800
81	<u>284,100</u>	309,300	334,700	378,100	414,900	426,000
82	<u>285,300</u>	310,800	336,400	379,300	415,500	426,300
83	<u>286,500</u>	311,900	338,000	380,400	416,000	426,600
84	<u>287,500</u>	313,300	339,700	381,600	416,200	426,800
85	<u>288,700</u>	314,200	341,100	382,700	416,500	427,000

61	<u>264,800</u>	<u>282,400</u>	<u>304,100</u>	349,900	404,000	418,500
62	<u>265,600</u>	<u>284,000</u>	<u>305,700</u>	351,600	404,700	419,100
63	<u>266,400</u>	<u>285,300</u>	<u>307,300</u>	353,300	405,400	419,600
64	<u>267,200</u>	<u>286,800</u>	308,800	355,100	406,100	420,100
65	<u>268,000</u>	<u>288,100</u>	310,100	356,700	406,400	420,600
66	<u>268,600</u>	<u>289,300</u>	311,900	358,300	407,100	421,200
67	<u>269,500</u>	<u>290,800</u>	313,300	359,900	407,800	421,700
68	<u>270,100</u>	<u>292,000</u>	315,000	361,500	408,400	422,200
69	<u>271,200</u>	<u>293,500</u>	316,400	362,700	408,800	422,600
70	<u>272,400</u>	<u>294,900</u>	317,800	364,100	409,300	422,900
71	<u>273,400</u>	<u>296,400</u>	319,100	365,400	409,900	423,200
72	<u>274,300</u>	<u>297,700</u>	320,600	366,900	410,500	423,500
73	<u>275,400</u>	<u>298,900</u>	321,400	368,100	411,000	423,800
74	<u>276,800</u>	<u>300,300</u>	323,000	369,300	411,400	424,100
75	<u>278,000</u>	<u>301,600</u>	324,500	370,600	411,900	424,400
76	<u>279,400</u>	302,900	326,200	371,900	412,400	424,700
77	<u>280,400</u>	303,800	328,000	373,200	412,900	424,900
78	<u>281,600</u>	305,300	329,700	374,400	413,400	425,200
79	<u>282,900</u>	306,500	331,300	375,600	414,000	425,500
80	<u>283,900</u>	308,000	333,000	376,900	414,500	425,800
81	<u>285,000</u>	309,300	334,700	378,100	414,900	426,000
82	<u>286,200</u>	310,800	336,400	379,300	415,500	426,300
83	<u>287,300</u>	311,900	338,000	380,400	416,000	426,600
84	<u>288,000</u>	313,300	339,700	381,600	416,200	426,800
85	<u>289,200</u>	314,200	341,100	382,700	416,500	427,000

86	<u>289,900</u>	315,700	342,600	383,300	417,000	427,300
87	<u>291,200</u>	317,000	344,200	383,800	417,300	427,600
88	292,500	318,500	345,700	384,400	417,600	427,800
89	293,600	320,000	347,000	385,000	417,900	428,000
90	294,800	321,600	348,200	385,600	418,300	428,300
91	295,700	323,000	349,500	386,200	418,700	428,600
92	296,900	324,500	350,800	386,800	419,100	428,800
93	297,900	325,800	352,200	387,100	419,400	429,000
94	299,200	327,100	353,700	387,600	419,800	429,300
95	300,300	328,500	355,300	388,300	420,200	429,600
96	301,500	329,800	356,800	388,800	420,600	429,800
97	302,000	331,000	358,100	389,200	420,900	430,000
98	303,300	332,400	359,300	389,600	421,300	
99	304,400	333,700	360,400	390,200	421,700	
100	305,700	335,000	361,600	390,700	422,100	
101	306,800	336,400	362,700	391,100	422,400	
102	308,000	337,300	363,800	391,600	422,800	
103	309,200	338,400	364,900	392,200	423,200	
104	310,500	339,600	366,200	392,700	423,600	
105	311,700	340,700	367,400	393,000	423,800	
106	312,700	341,800	367,900	393,400		
107	313,800	342,800	368,500	393,900		
108	314,800	344,000	369,100	394,200		
109	315,600	345,200	369,700	394,500		
110	316,200	346,200	370,200	395,000		

86	<u>290,300</u>	315,700	342,600	383,300	417,000	427,300
87	<u>291,400</u>	317,000	344,200	383,800	417,300	427,600
88	292,500	318,500	345,700	384,400	417,600	427,800
89	293,600	320,000	347,000	385,000	417,900	428,000
90	294,800	321,600	348,200	385,600	418,300	428,300
91	295,700	323,000	349,500	386,200	418,700	428,600
92	296,900	324,500	350,800	386,800	419,100	428,800
93	297,900	325,800	352,200	387,100	419,400	429,000
94	299,200	327,100	353,700	387,600	419,800	429,300
95	300,300	328,500	355,300	388,300	420,200	429,600
96	301,500	329,800	356,800	388,800	420,600	429,800
97	302,000	331,000	358,100	389,200	420,900	430,000
98	303,300	332,400	359,300	389,600	421,300	
99	304,400	333,700	360,400	390,200	421,700	
100	305,700	335,000	361,600	390,700	422,100	
101	306,800	336,400	362,700	391,100	422,400	
102	308,000	337,300	363,800	391,600	422,800	
103	309,200	338,400	364,900	392,200	423,200	
104	310,500	339,600	366,200	392,700	423,600	
105	311,700	340,700	367,400	393,000	423,800	
106	312,700	341,800	367,900	393,400		
107	313,800	342,800	368,500	393,900		
108	314,800	344,000	369,100	394,200		
109	315,600	345,200	369,700	394,500		
110	316,200	346,200	370,200	395,000		

111	316,800	347,200	370,700	395,500
112	317,500	348,100	371,200	396,000
113	318,000	349,000	371,600	396,300
114	318,500	349,900	372,000	396,800
115	319,000	350,900	372,600	397,300
116	319,600	351,900	373,100	397,800
117	320,400	352,900	373,500	398,100
118	321,200	353,400	374,000	398,600
119	321,900	354,000	374,600	399,100
120	322,600	354,700	375,100	399,700
121	323,200	355,000	375,300	400,100
122	324,000	355,400	375,800	400,600
123	324,700	355,900	376,300	401,000
124	325,500	356,300	376,700	401,500
125	326,100	356,700	377,300	401,900
126		357,100	377,800	
127		357,600	378,300	
128		358,000	378,800	
129		358,400	379,100	
130		358,800	379,600	
131		359,200	380,100	
132		359,600	380,600	
133		359,800	380,900	
134		360,300	381,400	
135		360,700	381,800	

111	316,800	347,200	370,700	395,500
112	317,500	348,100	371,200	396,000
113	318,000	349,000	371,600	396,300
114	318,500	349,900	372,000	396,800
115	319,000	350,900	372,600	397,300
116	319,600	351,900	373,100	397,800
117	320,400	352,900	373,500	398,100
118	321,200	353,400	374,000	398,600
119	321,900	354,000	374,600	399,100
120	322,600	354,700	375,100	399,700
121	323,200	355,000	375,300	400,100
122	324,000	355,400	375,800	400,600
123	324,700	355,900	376,300	401,000
124	325,500	356,300	376,700	401,500
125	326,100	356,700	377,300	401,900
126		357,100	377,800	
127		357,600	378,300	
128		358,000	378,800	
129		358,400	379,100	
130		358,800	379,600	
131		359,200	380,100	
132		359,600	380,600	
133		359,800	380,900	
134		360,300	381,400	
135		360,700	381,800	

136			361,000	382,200			
137			361,300	382,500			
138			361,700	383,000			
139			362,200	383,500			
140			362,700	384,000			
141			363,000	384,300			
142			363,500				
143			364,000				
144			364,500				
145			364,800				
再任用職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

136			361,000	382,200			
137			361,300	382,500			
138			361,700	383,000			
139			362,200	383,500			
140			362,700	384,000			
141			363,000	384,300			
142			363,500				
143			364,000				
144			364,500				
145			364,800				
再任用職員		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

2

(給与)

第2条 この条例で給与とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 [略]

2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は

(給与)

第2条 この条例で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 [略]

2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は

一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6～10 [略]

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、消防職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日

一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6～10 [略]

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定によ

及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条 [略]

2・3 [略]

り定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第11条 [略]

2・3 [略]

（地域手当）

第11条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(通勤手当)

第13条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月額で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月額を乗じて得た額））

- (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して支給単

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

(通勤手当)

第13条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月額で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月額を乗じて得た額））

- (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して支給単

位期間につき2万4,500円の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する

位期間につき2万4,500円の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当す

額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

4～7 [略]

(給与の減額)

第15条 [略]

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100

る額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

4～7 [略]

(給与の減額)

第15条 [略]

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に

分の25を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、175) から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100

100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、

分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第16条、第18条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。

その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第16条、第18条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 [略]
(勤勉手当)

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 [略]
(勤勉手当)

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該

手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）とする。

4・5 [略]

（退職者の給与）

第27条 [略]

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が北上地区消防組合職員の退職の事由に関する条例（昭和49年条例第20号。以下「退職条例」という。）第2

定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

（退職者の給与）

第27条 [略]

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が北上地区消防組合職員の退職の事由に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第20号。以下「退職条

条に掲げる場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6～8 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第10条、第11条、第12条及び第25条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員及び再任用職員には適用しない。

(単純労務職員の給与)

第29条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)の給与の種類は、第2条に規定する給与の種類(管理職手当を除く。)とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

附 則

1～13 [略]

例」という。)第2条に掲げる場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6～8 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第5条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第12条及び第25条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員及び定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(単純労務職員の給与)

第29条 [削除]

附 則

1～13 [略]

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 北上地区消防組合職員の定年等に関する条例（昭和59年北上地区消防組合条例第1条。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されている職員を除く。）

(3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において

「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 前3項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第5項（第24条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第16項から第18項までの規定による給料の額との合計額」とする。

20 育児短時間勤務職員等に対する附則第14項及び16項の規定の適用については、附則第14項中「）とするとあるのは

「に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第16項中「達しない」とあるのは「算出率を乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額と」とあるのは「基礎給料月額に算出率を乗じて得た額と」とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

22 附則第14項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は北上地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年北上地区消防組合条例第〇号）附則第2条第1項の規定に基づき勤務している職員には適用しない。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

外の職員								短時間勤務職員							
再任用職員		243, 700	255, 500	259, 600	291, 200	307, 800	322, 100	員以外の職員							
備考 この表は、消防吏員（消防監の階級にある者を除く。）及び再任用職員に適用する。								定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月 額						
									円	円	円	円	円	円	
									243, 700	255, 500	259, 600	291, 200	307, 800	322, 100	
備考 この表は、消防吏員（消防監の階級にある者を除く。）及び定年前再任用短時間勤務職員に適用する。															
備考 改正部分は、下線の部分である。															

（北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第2条 北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（降任、免職及び休職の手続）	（降任、免職及び休職の手続）
第2条 [略]	第2条 [略]
2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、そ	2 職員の意に反する降任（法第28条の2第4項に規定する他

<p>の旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>	<p>の職への降任等に該当する降任を除く。)若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 北上地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和49年北上地区消防組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては報酬額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条表2の項、第2条、第3条及び附則第4項から第11項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条(表1の項の改正部分に限る。第3項において同じ。)の規定による改正後の北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「令和5年2月施行給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、令和5年2月施行給与条例第24条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 令和5年2月施行給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、令和5年2月施行給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（北上地区消防組合職員の定年等に関する条例（昭和59年北上地区消防組合条例第1号）第12条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される第1条（表2の改正部分に限る。）の規定による改正後の北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「令和5年4月施行給与条例」という。）第4条第1項第2号に規定する消防職給料表（附則第6項において「消防職給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、令和5年4月施行給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される消防職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、令和5年4月施行給与条例第5条第2項に規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年4月施行給与条例第13条第2項の規定を適用する。

- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年4月施行給与条例第23条第3項の規定を運用する。
- 9 令和5年4月施行給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 10 令和5年4月施行給与条例第5条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第12条、第13条の2及び第25条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、規則で定める。

令和5年2月15日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく岩手県職員の給与の取扱いに準拠し、一般職の職員の給与の改定をするとともに、職員の定年の引上げに伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与に関する特例を設ける等所要の改正をしようとするものである。